

地方公共団体によるPFI事業とPFI法に関する調査（要約版）

1 調査の概要

- 平成22年度に実施した「地方公共団体におけるPFI実施状況調査」によれば、「PFI法に則った事業、則らないが何らかの形で民間活力を導入する事業（指定管理者制度のみの実施事業を除く）」として回答があった全事業数345件のうち「必ずしもPFI法に基づかない」とした事業が32事業（約9.3%）あった。
- 国においては、日本再生戦略にPFI/PPPの積極的な活用を盛り込み、PFI事業規模について、2020年までに少なくとも約10兆円以上の拡大を目指すこととされ、PFI法改正等の取り組みが行われている。
- 本調査では、PFI法に基づかなかつた事情を明らかにすることで、地方公共団体等における民間活力導入手法全体のなかでのPFIの位置づけを再確認し、今後のPFI事業の展開方針の検討の一助となることを目的として、アンケート調査と、事業の取組状況や改正PFI法に対する期待などに関するヒアリング調査を行った。

2 アンケート調査

上記「必ずしもPFI法に基づかない」と回答した地方公共団体等に対してアンケート調査を実施。（対象：29事業）

（主な回答）

- PFI法に基づかないと判断した理由について、「民間資金を活用していないため」という回答が最も多く19事業あった。そのうちの14事業は、民間資金活用も検討したと回答しており、民間資金の活用ニーズは一定程度存在した。
- 民間資金を活用しなかった理由として、補助金や交付金、起債などの資金調達手段の存在や、資金調達コストの高さに伴う民間資金のメリットの小ささが指摘された。
- PFIその他の民活手法を検討する際に重視したポイントとして、「総事業費がどれだけ圧縮できるか」「業務における民間ノウハウの活用による行政サービス水準の向上」「民間へのリスク移転がどこまで可能か」といった回答が多かった。

3 ヒアリング調査

PFI事業に実績のある地方公共団体の中から任意で2団体を抽出し、当該団体と地元の民間事業者（銀行及び建設業者）へヒアリング調査を実施。

<地方公共団体>

- 今後PFIの対象と考えられるのは、市民会館、体育館など、更新を要する一般建築物で、補助金等のインセンティブがなく、かつ民間事業者の活用による付加価値が望めそうな事業。
- PFIにより、コストの縮減と業務量の縮減が確認されており、今後も行政事務のアウトソーシングを可能にするものとして期待している。

<金融機関>

- 今後、貸付や貸付のアレンジャーとして地元業者を育てる関わりをしていきたい。金融機関のモニタリングが入ることが事業にとって重要である。

<建設業者>

- 改正PFI法の活用例として、廃止した公営住宅を高齢者住宅に改修してコンセッションを実施することも考えられる。